

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和3年度 第2回

令和3年7月26日(月)開催

1 日 時 令和3年7月26日(月) 13時30分～14時20分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出席者

公益委員 5名中5名出席

赤坂 薫 伊藤慎一 臼木智昭 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中5名出席

井上正克 今井裕子 後藤正文 佐藤伸幸 本堂由紀子

使用者委員 5名中5名出席

佐藤宗樹 時田祐司 堀江重久 若泉裕明 脇 正雄

[事務局] 秋田労働局

甲斐労働局長 酒井労働基準部長 鷲谷賃金室長

佐藤賃金指導官 佐々木賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達)

(2) 賃金実態調査結果について

(3) その他

5 配付資料

資料番号1 生活保護と最低賃金との比較関係資料

資料番号2 令和3年度賃金改定状況調査結果

資料番号3 令和3年度賃金実態調査結果報告(抜粋)

資料番号4 秋田地方最低賃金審議会日程(案)

資料番号5 秋田地方最低賃金改定の審議にあたっての意見書(写)

資料番号6 秋田弁護士会長声明(写)

資料番号7 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿

6 議事内容

○杉本賃金調査員

本日はお忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただ今から令和3年度第2回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計15名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項

の定足数を満たしておりますので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

それではこれからの進行は、赤坂会長にお願いいたします。

○赤坂会長

議事に入ります前に本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名は秋田地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項において、会長のほかに会長が指名した委員2名となっておりますので、本日は労働者代表井上委員、使用者代表佐藤委員のお二人にお願いいたします。

本日審議する議題ですが、議題1「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達)」、議題2「賃金実態調査結果について」、議題3「その他」となっております。

議題1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安についてですけれども、局長から一言お願いします。

○甲斐労働局長

本日の議題にありますとおり、先日中央最低賃金審議会から厚生労働大臣あてに、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がございました。後ほどこの答申につきましてご説明申し上げますが、この目安額を参考にさせていただきながら、地域の実情を踏まえて十分にご審議を是非よろしくお願いいたします。

また7月7日の中央最低賃金審議会の目安小委員会で、賃金改定状況調査結果について集計誤りがあったことが報告されております。審議の重要な資料について、あってはならない誤りが生じたことをお詫び申し上げます。

この調査結果の訂正内容につきましても、後ほど目安答申の説明とともに説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○赤坂会長

では続いて室長からお願いします。

○鷲谷賃金室長

本日机上配付しております答申文写をご覧ください。

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)、答申文は長いためポイントのみ説明させていただきますので、ご了承願います。

最初に1ページの答申の内容ですが、令和3年度の地域別最低賃金額改定の目安については、その金額について意見の一致をみるに至らなかったとし、別紙1

の公益委員見解と別紙2の小委員会報告を示しています。

また中小企業などに対して賃上げしやすい環境整備の必要性と業務改善助成金についての特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを強く要望するとしています。

次のページの公益委員見解をご覧ください。

1についてですが、令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安が表に示されています。AからDランクのすべての都道府県で28円の引上げ額となっています。秋田県の最低賃金額は現在792円となっていますが、引上げ率は約3.5%となります。

2(1)ですが、公益委員見解を取りまとめるに当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップに配意した調査審議が求められたことについて特段の配意をした上で総合的な審議を行ってきたこと、また公益委員見解を取りまとめるにあたり、次の①から⑦を総合的に勘案し検討を行ったものとしています。

①賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は0.1%となったこと。

②消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること。

③法人企業統計における企業利益は、足下では産業全体では回復が見られること、また一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む方針であること。

④雇用情勢は令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること。

⑤政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0～3.1%引上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること。

⑥地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること。

⑦最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること。

以上について総合的に勘案し検討を行ったものとしています。

(2)では生活保護水準と最低賃金との比較で、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認されています。

(3)では最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくとしています。

さらにページをめくっていただいて、別紙2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告をご覧ください。

2の労働者側見解ですが、新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から1年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度はワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示し、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たすべきと主張しています。

また日本の最低賃金は国際的に低位であるが、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っていることやエッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ感染症対策で支出増となっている最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきとしています。

さらに最低賃金引上げの各種支援策の拡充と周知や中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であるとし、政府の政策対応を踏まえて審議すべきとしています。

以上を踏まえて誰もが時給1,000円を実現するため、今年度は800円未達の地域をなくすこと、トップランナーであるAランクは1,000円に到達することの両方を達成する目安を示すべきであるとし、併せて最低賃金の地域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっていることから、今年度は地域間の額差の縮小につながる目安を示すべきであると主張しています。

一方次ページの3使用者側見解として、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月が

経過し、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されている中、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとし、最低賃金は各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであると主張しています。

また今年度はコロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べています。

最低賃金の引上げによって、雇用調整や倒産、廃業を招くことが懸念され、今は事業の存続と雇用の維持を最優先すべきであり、今年度は最低賃金を引上げず、現行水準を維持すべきであると主張しています。

目安に関する資料についての説明は以上です。

次に、関連した資料として、資料1の生活保護と最低賃金についてご説明いたします。

中央最低賃金審議会目安小委員会において、生活保護と最低賃金の比較について最新のデータに基づく結果が公表されています。

最初に今年度の比較計算にあたっての留意点が厚生労働省から示されていますので説明いたします。

- ①平成元年度の可処分所得割合は、0.817(前年度は0.818)とすること。
 - ②生活保護については、最新データである令和元年度のデータを使用すること。
 - ③人口加重平均を算出する際の人口は、平成27年国勢調査の数値を用いること。
- が示されておりまして、以上のことを踏まえて計算した結果が資料1ということになります。

開いていただきますと、1～2ページに折れ線グラフがあります。

1ページのグラフは、下段の注3に書いてありますが、生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和元年度のものとなっております。

点線の折れ線グラフが生活保護、実線の折れ線グラフが最低賃金、右から3つめの秋田県を含めた全ての都道府県で、実線の最低賃金が点線の生活保護を上回っているという状況が明らかとなっております。

また令和2年度の最賃引上げを考慮したものが次の2ページのグラフとなります。

次にこれを表にしたものが次の3ページになります。

北海道から始まる5番目に秋田県の数字が出ております。平成25年度までは全国の一部の都道府県において、乖離がありました。ここ数年の最賃引上げ等により、平成26年度以降は全国で乖離は発生していません。

秋田県では令和元年度データで最賃が127円上回っており、昨年度の最賃引上げ額を考慮すると、最賃が129円上回っていることとなります。

次の4ページには生活保護と最低賃金の比較について(令和3年度)として、秋田県の状況について詳細に計算した内容を記載しておりますので、参考にしていただければと思います。

最低賃金と生活保護との比較の関係の説明は、以上でございます。

○赤坂会長

ただ今のご報告について、ご質問などがあればご発言願います。

特になければ、次に資料2についてご説明をお願いします。

○鷲谷賃金室長

続いて資料2は令和3年度賃金改定状況調査の結果になっております。この調査は最低賃金の改正審議の参考とすることを目的として実施した調査で、全国約5,000事業場、約34,000人の労働者を集計し、令和3年6月分とその1年前である令和2年6月分の賃金を比較調査し、その動向をまとめたものでございます。なお本調査は厚生労働省が行っていること、また都道府県単位での集計は行っていないことを申し添えます。

ここで賃金改定状況調査結果の訂正についてご説明いたします。資料2の11ページをご覧ください。

賃金改定状況調査結果の訂正についてという訂正資料がございます。令和3年7月1日に開催された中央最低賃金審議会第2回目安小委員会の資料として提出されましたが、その後集計誤りが判明し、令和3年7月7日に開催された第3回目安小委員会で調査結果の訂正について報告がされています。

訂正の概要については次のとおりです。令和3年調査結果第4表①②産業計の賃金上昇率のDランクで言えば誤りが0.4%で正しくは0.3%。

令和2年調査結果第4表①②産業計の賃金上昇率のDランクで言えば誤りが0.9%で正しくは0.8%。

誤りの原因は、従前その他のサービス業として集計していた業種について、令和2年調査から3つに区分し集計するよう変更した際に、集計プログラムを誤って改修したことによるものです。

23ページに図にしたものがございますので参考としてください。

再発防止策として、来年度以降は作業手順及び作業体制を見直し、2人以上の者が別のソフトウェアで集計を行い、検証を徹底するとしています。

目安小委員会では、訂正報告を受けて、目安審議や引上げ額については特定の指標によって自動的に決定されるというものではなく、様々なデータや要素など総合的に勘案して公労使で審議し決定されたものであり、昨年の審議には影響はないことが確認されたと聞いています。

令和3年の調査結果は、本日の審議会ではじめて資料として提出しましたので、11ページにあります訂正資料の数値をもって、今後の審議の際にご使用いただければと考えております。

しかし令和2年の調査結果については、昨年の審議後の訂正となりますので、秋田地方最低賃金審議会での取扱いなどについて、ご審議をお願いいたします。

○赤坂会長

賃金改定状況調査結果の訂正についてということで、ただ今事務局から説明がありました。ここの中で令和2年の調査結果の訂正についての報告がありましたけれども、昨年の審議への影響や取り扱い等について、ご意見ありましたらご発言をお願いします。

労働者側は何かご意見ありませんか。

○佐藤(伸)委員

労働者側佐藤です。昨年の審議の中で、予想できないコロナの影響ということで目安が示されない中での審議となりました。その中で秋田は全会一致で結審しましたがけれども、その際に経済状況等の見通しが全く立たないということと、第4表の賃金上昇率等はとりわけ重要な指針の材料とはせずに、この現状でどれだけ引上げることができるかを審議して結審した中身ですので、本日の目安小委員会の中でも述べられているとおり、秋田の審議には影響はないものと労働者側では判断しております。以上です。

○赤坂会長

使用者側ではいかがでしょうか。

○脇委員

労働者側の佐藤さんの仰いましたように、昨年の審議の中では第4表の数字は、通常の年であればそれを元にして審議をするわけですがけれども、去年はそういう状況ではございませんでしたので、影響のないものということで判断してよろし

いかと思います。以上です。

○赤坂会長

そうしますと事務局から令和2年賃金改定状況調査結果の訂正についてご説明がありましたけれども、双方の委員から昨年の最低賃金の改定については、第4表だけではなく、様々なデータなどを勘案した上で総合的に決定されていることから、昨年度の審議結果には影響はないととりまとめることでよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

令和2年度の審議結果に影響はしないということを確認をいたしました。
事務局から次の説明をお願いいたします。

○鷲谷賃金室長

ありがとうございました。今後も審議会資料の作成には慎重に対応して参りたいと思います。

改めて令和3年の賃金改定状況調査結果についてご説明いたします。資料2の訂正資料11ページをご覧ください。

訂正後の全国集計の結果によりますと、1年前と比較した労働者の賃金動向については、15ページ第4表②一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(一般・パート別内訳)をご覧ください。

それぞれランクごとに集計されております。秋田はDランクになりますので、一般パート計のDランクのところ、数字の書いてあるところの左から3つ目にある賃金上昇率を見ていただきますと、賃金上昇率がプラス0.3%となっており、昨年の0.8%を0.5ポイント下回っております。

またその下の欄には一般労働者とパート労働者に分けて集計されておまして、一般労働者がプラス0.5%、パート労働者がマイナス0.2%となっております。

最低賃金の目安及び関連資料についての説明は以上です。

○赤坂会長

ただ今の説明について、ご質問などがありましたらご発言願います。

特にないようですので、次に議題2 賃金実態調査結果について事務局から報

告してください。

○佐藤賃金指導官

令和3年度賃金実態調査結果につきまして説明いたします。資料3の1ページ、賃金実態調査の概要をご覧ください。

この調査は1.調査の目的にあるように、秋田県最低賃金の改正決定の審議に資するため、適用労働者の賃金実態を的確に把握することを目的に実施しています。以下、2.調査対象産業、3.事業所の規模、4.調査対象月、5.調査実施期間、6.集計方法については、ここに記載している内容をご確認下さいますようお願いいたします。

次に7.集計事業所数及び労働者数ですが、これは総務省の平成28年経済センサスに本省で平成30年次データを加味した、対象事業所、約23,000、対象労働者、約141,000人の中から、さらに業種等のバランスをとって抽出調査を行い、実際に集計した事業所及び労働者数を記載しております。

なおこの報告で申し上げる調査結果の数値は、あくまでも調査件数から母数を基に復元した数字であり、実数ではありませんのでご留意願います。

また特定最低賃金が適用される非鉄金属、電子部品、自動車製造、自動車(新車)小売関係については、18歳未満65歳以上の者、雇入れ後6カ月未満であって、技能習得中のもの、清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な作業に従事する者、電子部品等製造業では、組立又は加工の業務のうち、主として卓上で行う組線、巻線、はんだ付け、検査の業務に従事する、特定最賃適用除外労働者を含んで集計しております。

2ページは調査対象となっている業種を産業分類番号で表示しております。

3ページは秋田県賃金実態調査表(賃金分布の概要)でございます。平成23年度から掲載しておりますが、一番右が令和3年度の結果でございます。時間当りの平均賃金額は1,171円、前年比でプラス2.3%となっております。

なお表の左側の項目で、第1・10分位数、中位数などの統計用語につきまして、13ページ以降で解説しておりますので、後ほどご覧ください。

4ページは最低賃金改正に伴う未満率及び影響率の推移でございます。現行の秋田県最低賃金額792円に対する未満率は0.8%となっております。

なお未満率とは、改定前の最低賃金額を下回る労働者の比率を言います。影響率とは、改定後の最低賃金額を下回る労働者の比率のことを言います。

実際には5ページの最低賃金基礎調査結果表をご覧ください。表の左側に、賃金階級として781円までから始まって、以降782円から842円まで1円刻みの賃金階級を設定しております。そして843円からはある程度大きなキザミで設定しており

ます。

次に左から2列目の合計欄をご覧ください。上段の数字は左側の賃金階級に属する労働者数を示しておりますが、781円から下の行の階級は781円までの累計の労働者数を示しております。現行の792円未満の労働者は、781円から791円までのところを見ていただきますと、1,009人いるということになります。

そしてそのカッコ内の数値は、全体の人数に対する比率を示しており、0.8%と表示されております。したがってこれが現行の最低賃金に対する未満率ということになります。

なお実際に最低賃金額792円で働いている労働者は、792円の賃金階級の累計数5,781人から、その前の賃金階級である791円までの累計労働者数1,009人を差し引いた4,772人となり、率では4.5%ということになります。以降792円からのカッコ内は最低賃金を改定した場合の影響率として見ていくことになります。

参考までに7ページの令和2年度の調査結果表をご覧ください。令和2年度は最低賃金額が792円に改定されましたので、その1円下の791円のところをご覧くださいと、9.1%となっております。これが令和2年の改定後の影響率ということになります。

次に少し飛んで12ページをご覧ください。全労働者に占めるパート労働者の比率と労働者の男女比を業種別に比較したものでございます。パート労働者の比率は総計で30%となりました。ちなみに去年は32%でございました。

また労働者の男女比は総計で45：55となっており、昨年と同様の比率となっております。

集計結果の説明は以上でございますが、この集計結果及び9ページから11ページまで掲載しております集計結果(性別、年齢別)については、10月を目処に全国とりまとめの上、厚生労働省においてホームページ及び政府統計の総合窓口e-Statへ掲載することとなります。

またこれら集計表の復元に関しては、全国斉一性を担保するため、労働者数による復元で行うこととしておりますが、あくまでも実数ではございませんので、ご留意いただきますようお願いいたします。以上です。

○赤坂会長

ただ今のご説明について質問などがありましたらご発言をお願いします。

特になければ、次の議題に移らせていただきます。

議題3 その他ですけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○鷺谷賃金室長

今後の審議日程案、意見書、専門部会の委員の3点について、事務局から提案、説明させていただきたいと思っております。

○赤坂会長

3点ということですが、1点目の今後の審議日程案について説明してください。

○鷺谷賃金室長

それでは資料4に今後の審議日程案をお示ししております。審議の状況によりまして流動的な面はございますが、現段階におきましては、本日本審議会終了後、この会場において1回目の専門部会を開催し、部会長及び部会長代理を選出した後、参考人の意見聴取を行います。その後に金額審議に入る予定です。

それから8月3日午後1時30分から2回目の専門部会、8月5日午後1時30分から3回目の専門部会を開催する予定としております。

8月5日の専門部会終了後に第3回目の本審を開催し、専門部会からの報告を予定しております。8月5日の専門部会終了の目途としては、午後3時頃を予定しておりますが、専門部会の審議状況により午後3時を大幅に過ぎる可能性もあります。

また専門部会で全会一致とならなかった場合には、本審で採決していただくこととなります。

なお8月5日に結審に至らず審議継続となった場合でも特定最賃改正決定の必要性の諮問を行う必要があります、本審を開催しなければなりませんのでご協力方よろしくお願いいたします。

8月5日の専門部会で結審に至らない場合は、予備日としております8月6日に専門部会を開催することになりますが、この日で採決により結審となった場合には本審での採決が必要となりますので、本審をセットしたいと考えております。

答申となった場合異議の申出の公示をいたしますが、異議があった場合は異議審を開催することになります。最短での最賃発効を考慮しますと、8月5日に答申があった場合は、10月1日法定日発効のため8月23日に異議審を開催することになりますが、発効手続き等のため開催は午前中となります。

委員の皆様方には、予備日として設定しております8月6日及びそれ以降の日程の確保につきまして、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

審議日程につきましては以上でございます。

○赤坂会長

資料4の審議日程案について何かご意見等があればお願いします。

特になければこの審議日程により開催することとしますので、よろしくお願ひ
します。

次に2点目の意見書について事務局から説明してください。

○鷲谷賃金室長

意見書について説明させていただきます。資料5 秋田地方最低賃金改正の審
議にあたっての意見書(写)をご覧ください。

前回開催しました6月30日付けの改正諮問に伴う意見聴取の公示に対しまして、
労働者側9団体から意見書が提出されました。

この意見書につきましては、前回の本審議会における議決に基づき、意見陳述
していただくよう調整し、本審議会終了後の専門部会におきまして、秋田県労働
組合総連合及びその傘下の中通病院労働組合から、参考人として2名の方から、
直接意見聴取を行うことになっております。

労働者側からの意見書の中身を見てみますと、秋田県労働組合総連合からの意
見書に代表されますように、1 ページの2から順番に、2「最低賃金の改善で生
存権保障を」、3「独立して生計を営める賃金水準を目指してください」、4
「地域間格差解消は待ったなしの課題です。しかも全国の生計費に大きな差はあ
りません。秋田で働く労働者の尊厳を取り戻すためにも格差解消を」、5「中小
企業支援の拡充で最低賃金引上げに向けた条件整備を国に求める」、6「最賃引
上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています」と記されており、4ペー
ジの記以下に3点が要望事項としてまとめられています。

1「最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,000円以上とすることを目指し、
本年度において大幅な引上げを実現すること」、2「全国一律最賃制度を展望し、
地域間格差を大幅に縮小すること」、3「最低賃金引上げへの理解を得られるよ
う、『政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること』を審議
会の意見として表明すること。同時にコロナ渦で特にダメージの大きい飲食サー
ビスや宿泊業などへの特別の支援策を講じること」、意見書につきましては、以
上でございます。

また今回の意見書とは別に、秋田弁護士会長から審議会長あて提出された会長
声明も資料として添付しておりますので概要についてご説明いたします。資料6
をご覧ください。

1「秋田県の最低賃金792円は前年から2円の引上げにとどまり、全国加重平均
902円を大きく下回っていること」、2「最低賃金792円では、月換算で139,000円、
年間167万円ほどにしかならず、生活の安定を確保することは難しいこと」、3
「秋田県の最低賃金額792円は全国最低額であるが、最低賃金額の最も高い東京の

1,013円と比べると221円の開きがあり、最低賃金の地域間格差は依然と大きい。賃金の高い都市部へ人材の流出を防ぐためにも地域間格差の是正は喫緊の課題であること」、4「コロナ渦における経済停滞の長期化により企業の経営状態が悪化する中で、企業存続のため最低賃金引上げの凍結を求める意見も強い。しかし最低賃金を決める要素で重要なのは労働者の生計費であり、年間167万円程度の賃金では労働者の生計費は絶対的に不足すること、またイギリスやフランス、ドイツなどの諸外国では、コロナ渦で経済が停滞する状況下にあっても最低賃金の引上げを実現しており、我が国でも実現は不可能である理由はない。そして企業が最低賃金の引上げに対応できるようにするために、新型コロナウイルス感染症拡大に関連した企業への各種支援策のほか、業務改善助成金制度の利用拡充が急務であること」、5「以上を踏まえて、秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げを答申することを求める」、という内容となっています。以上です。

○赤坂会長

ただ今意見書等ご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

特にないようですので、それでは3点目の専門部会の委員について事務局から説明してください。

○鷲谷賃金室長

専門部会の委員について、事務局から報告させていただきます。

資料7 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿をご覧ください。第1回本審議会における議決に基づき推薦公示を行った結果、労使団体から推薦のあった各3名、合計6名の委員と公益委員3名を合わせた、この名簿の9名、全て最低賃金審議会の委員の中から選出されております。

ご確認いただきますと共に委員の皆さまにはどうぞよろしく願いいたします。以上です。

○赤坂会長

資料7 専門部会委員の名簿ですけれども、何かご質問があればお願いいたします。

特にないようですので、ほかに事務局からご説明いただくことはありますでしょうか。

○佐藤賃金指導官

それでは事務局で作成した6月30日の第1回本審で配付させていただきました参考資料集につきまして、資料目次の青書き資料4件につきまして最新の資料を追加配付させていただきます。前回配付した資料の上に重ねて綴じていただければと思います。

簡単にご説明いたします。資料9 秋田県発表 消費者物価指数 秋田市(令和3年5月分)ですが、総合指数は、前月比0.2%の上昇、前年同月比でも0.2%上昇となっております。

資料12 秋田県発表 毎月勤労統計調査地方調査結果速報(令和3年4月分)ですが、事業所規模5人以上の常用労働者の現金給与総額は、前月比2.0%減、前年同月比5.8%増となっています。

資料14 日本銀行秋田支店発表 県内金融経済概況(2021年7月21日)ですが、基調判断の県内概況は、県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状態にあるものの、緩やかに持ち直しているとしています。

資料15 日銀秋田支店発表 秋田県内 全国企業短期経済観測調査結果(2021年6月調査)ですが、業況判断はほとんどの産業で3月から改善されていますが、宿泊・飲食サービスでは依然として60ポイントの大きなマイナスとなっています。以上です。

○赤坂会長

ただ今参考資料についてご説明いただきました。ご質問、ご意見等があればお願いいたします。

特にないようですので、ほかに何かありますか。

○鷲谷賃金室長

私の方から2点ほど追加で報告があります。机上配付しております参考資料で、中央最低賃金審議会の目安答申の記の4で、政府に対して最低賃金引上げに向けた支援策の拡充等について要望がされているところです。先週7月21日に経済財政諮問会議が開催されましたが、支援策の拡充等について速やかに実施するよう検討が進められています。

机上配付資料として、最低賃金について及び最低賃金の引上げやすい環境整備についての参考資料をお手元に配付していますのでご欄ください。

関係する部分としては、5ページの業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充についてのリーフレットを添付しています。

引上げ対象人数として10人以上を新設や45円コースの新設、設備投資の範囲の拡充として、30円以上の引上げの場合パソコンやスマホなどの購入を補助対象に

拡充しています。支援策については以上です。

2点目ですが、特に資料はありませんが、他県の答申状況をお知らせします。先週7月21日に東京都の最低賃金を28円引上げ1,041円に改正する答申がされています。他県の状況については今後も情報提供を行っていきたいと思います。以上です。

○赤坂会長

事務局からは以上ということで、ほかにどなたかありますか。

特にないようですので、次回の本審は、令和3年8月5日木曜日に、秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無等について開催することとなっております。

日程の変更が生ずるような場合は、事務局が改めて各委員に日程調整のうえ、連絡してください。

それではこれもちまして本年度第2回秋田地方最低賃金審議会を終了いたします。お疲れ様でした。